

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 7 月及び 9 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 31 日

岐阜県監査委員	澄	川	寿	之
岐阜県監査委員	安	井		忠
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

財務監査及び行政監査の結果

令和 7 年 10 月 31 日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務監査
(同条第 4 項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和 6 年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、22 機関	
教育委員会	98 機関のうち、23 機関	
公安委員会	59 機関のうち、40 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関	計 382 機関のうち、85 機関（表 1 参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表 1 のとおり 17 機関において 6 件の指摘事項及び 14 件の指導事項が見受けられた。これらについては、表 2 のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表 1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査	
					指摘	指導	検討	実施日（方法）	
1	総務部	財政課	9 月 5 日	実地	—	—	—	8 月 8 日（実地）	
2	危機管理部	消防学校	9 月 26 日	書面	—	—	—	6 月 10 日（書面）	
3	環境エネルギー生活部	環境生活政策課	9 月 3 日	実地	—	—	—	8 月 4 日（実地）	
4	健康福祉部	健康福祉政策課	9 月 2 日	実地	—	—	—	8 月 5 日（実地）	
5		関保健所	9 月 29 日	実地	—	—	—	6 月 18 日（実地）	
6		関保健所郡上センター	9 月 29 日	実地	—	—	—	6 月 10 日（実地）	
7		可茂保健所	9 月 12 日	実地	—	—	—	6 月 10 日（実地）	
8		岐阜地域福祉事務所	9 月 26 日	書面	—	—	—	6 月 10 日（書面）	
9	子ども・女性部	東濃子ども相談センター	9 月 26 日	書面	—	—	—	6 月 10 日（書面）	
10		わかあゆ学園	9 月 17 日	実地	—	—	—	6 月 10 日（実地）	

11	商工労働部	商工労働政策課	9月2日	実地	—	—	—	8月7日(実地)
12		木工芸術スクール	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
13		情報科学芸術大学院大学	9月26日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
14		セラミックス研究所	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
15	観光文化スポーツ部	図書館	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
16		文化財保護センター	9月10日	実地	—	—	—	6月9日(実地)
17	農政部	農業大学校	9月26日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
18	林政部	ぎふ木遊館	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
19	県土整備部	揖斐土木事務所	9月17日	実地	2	—	—	6月16~17日(実地)
20	都市建築部	下水道課	7月25日	実地	—	—	—	7月2日(実地)
21		岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
22		流域浄水事務所	7月14日	実地	—	1	—	6月5~6日(実地)
23	教育委員会	教育総務課	9月2日	実地	—	—	—	8月8日(実地)
24		教育管理課	9月2日	実地	—	—	—	8月4日(実地)
25		美濃教育事務所	9月29日	実地	—	—	—	8月21日(実地)
26		岐阜北高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月18日(実地)
27		加納高等学校	9月10日	実地	—	2	—	6月10日(書面)
28		岐阜城北高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月23日(実地)
29		各務原高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
30		羽島高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月23日(実地)
31		揖斐高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
32		関有知高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
33		八百津高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
34		多治見高等学校	9月26日	書面	2	—	—	6月10日(書面)
35		瑞浪高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
36		恵那南高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
37		中津高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
38		坂下高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
39		東濃フロンティア高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
40		岐阜聾学校	9月10日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
41		羽島特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
42		海津特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月19日(実地)
43		郡上特別支援学校	9月26日	書面	1	—	—	6月10日(書面)
44		東濃特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
45		下呂特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
46	公安委員会	総務課	9月3日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
47		広報県民課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日(書面)
48		会計課	9月3日	実地	—	1	—	8月6日(実地)
49		装備施設課	9月3日	実地	—	1	—	8月6日(実地)
50		情報技術企画課	9月3日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
51		警務課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日(書面)
52		教養課	9月3日	実地	—	1	—	7月7日(書面)
53		厚生課	9月3日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
54		監察課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日(書面)
55		留置管理課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日(書面)
56		生活安全総務課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日(書面)

57	人身安全対策課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
58	少年課	9月3日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
59	生活環境課	9月3日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
60	サイバー犯罪対策課	9月3日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
61	地域課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
62	通信指令課	9月4日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
63	機動警察センター	9月4日	実地	—	1	—	7月7日（書面）
64	刑事総務課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
65	分析戦略課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
66	捜査第一課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
67	捜査第二課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
68	捜査第三課	9月4日	実地	—	1	—	8月5日（実地）
69	組織犯罪対策課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
70	国際捜査課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
71	鑑識課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
72	科学捜査研究所	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
73	交通企画課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
74	交通指導課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
75	交通規制課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
76	運転免許課	9月4日	実地	1	—	—	8月5日（実地）
77	高速道路交通警察隊	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
78	警備総務課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
79	警備第一課	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
80	警備第二課	9月4日	実地	—	1	—	8月5日（実地）
81	機動隊	9月4日	実地	—	—	—	7月7日（書面）
82	警察学校	9月3日	実地	—	1	—	7月7日（書面）
83	岐阜中警察署	9月26日	書面	—	—	—	6月10日（書面）
84	中津川警察署	9月26日	書面	—	—	—	6月10日（書面）
85	恵那警察署	9月26日	書面	—	—	—	6月10日（書面）
計	指摘事項等のあった機関数： 17 機関			6 件	14 件	0 件	

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2（指摘事項等の内容）

機 関 名	区 分	内 容
情報科学芸術大学院大学	指導事項	物品の管理事務において、ハイデスク 1 台（取得価格56,385 円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
農業大学校	指導事項	予定価格が 3 万円を超える不用物品の売払に係る契約事務において、2 者以上の者から見積書を提出させなければならないところ、特別な理由がないにもかかわらず、1 者からしか徴取していなかったため、今後は適正に処理されたい。

揖斐土木事務所	指摘事項	納入者から現金の納付を受けたときは、これを収納し、3枚複写で原符、原符（写）及び領収証書が編てつされ、一連番号を記載した綴りとなっている領収証書を納入者に交付することとなっているところ、公文書等の写しの供与に要する費用の収入事務において、現金の納付を受けていないにもかかわらず、領収証書が綴りから切り取られたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	県が道路用地として使用する国有の土地改良財産の管理事務において、他目的使用等契約書に定める使用期間満了後、新たに契約するまでの期間（令和3年4月1日～令和6年7月29日）、契約継続手続を行わないまま使用していたので、利用財産管理について一層の徹底を図り、今後は適正に処理されたい。
流域浄水事務所	指導事項	流域下水道事業会計における固定資産の管理事務において、次の不適正な事項が認められた。固定資産台帳の登録内容が正確でなければ、資産を含む経営状況を的確に把握できず、損益計算における減価償却費等の決算の数値にも影響を与えることから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 公共社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）長良川系No.5汚水ポンプ電気設備工事の請負契約により取得した長良川系No.5汚水ポンプ盤及び現場操作盤の仕訳について、勘定科目（目）を処理場用電気設備とすべきところ処理場用機械設備としていた。 2 公共社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）各務原浄化センター施設管理台帳システム整備業務の委託契約により取得した処理場施設等台帳及びデスクトップ型パソコンの仕訳について、それぞれ勘定科目（款）無形固定資産（項）ソフトウェア、（款）有形固定資産（項）工具、器具及び備品とすべきところ、（款）有形固定資産（項）機械及び装置としてまとめて登録していた。
岐阜北高等学校	指導事項	岐阜北高等学校廃棄物収集運搬業務に係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、事前決裁前に入手した見積書を契約に必要な見積書として利用し、支出負担行為の整理を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
加納高等学校	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、2名以上で確認作業をすべきところ、実査担当者1名で行われているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
多治見高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 物品の管理事務において、タブレット1台（取得価格84,090円）を亡失していた。 2 令和5年度の現物実査において、当該物品の所在が確認できず、物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた。
	指摘事項	テニス場に設置していた県所有の可動式防球フェンスが突風により倒れたことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として45,000円の費用負担が発生

		していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
瑞浪高等学校	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあった。 2 2名以上で現物確認作業をすべきところ、実査担当者1名で行われているものがあった。
郡上特別支援学校	指摘事項	公務のため手押し式除雪機を操作中、駐車中の車両と接触し、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として20,658円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
会計課	指導事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 警務課が購入した自動音声転送装置4台の取得価格について、備品代金と機器設置費・設定調整費が判然としているにもかかわらず、機器設置費及び設定調整費を含めて物品登録しており、財産の記録管理の対象となる重要物品となっていた。 2 刑事総務課が購入した録音・録画装置（設置型）4件の取得価格を1件当たり2,464,000円として物品登録をすべきところ、取外し取付調整費825,000円を含めた3,289,000円で物品登録をしていた。
装備施設課	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿との差異の確認が不十分であったため、現物実査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われないうまま、出納員から所属長に不具合がないものとして報告されていたので、今後は適正に処理されたい。
教養課	指導事項	物品の管理事務において、令和6年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
機動警察センター	指導事項	物品の管理事務において、令和6年度の現物実査の対象物品に係る調達担当者として同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
捜査第三課	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿に差異が認められたにもかかわらず、現物実査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われないうまま、出納員から所属長に不具合がないものとして報告されていたので、今後は適正に処理されたい。
運転免許課	指摘事項	運転免許更新手続の経由申請制度に関する事務において、運転免許課が申請者に対し、同制度を利用できない旨を誤って教示したことにより、申請者が同制度を利用できなかった件について、損害賠償金（免許証更新手数料相当分）2,550円が支払われていたため、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
警備第二課	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿との差異の確認が不十分であったため、現物実

		査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われな いまま、出納員から所属長に不突合がないものとして報告され ていたので、今後は適正に処理されたい。
警察学校	指導事項	物品の管理事務において、購入した衣類乾燥機 3 台の取得価 格を 1 台当たり 52,800 円として物品登録をすべきところ、取付 料金 1,650 円を含めた 54,450 円で物品登録していたので、速や かに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。